

第9回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会 議 録

平成16年11月10日（水）開催

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局

第9回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会議録

開催日時	平成16年11月10日(金) 13時30分開会 4時25分閉会			
開催場所	白河市役所 正庁			
委員出欠状況	出席者(委員40名 顧問2名) 欠席者(0名)			
傍聴者	一般47名 報道7名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	○
副会長	滝田 国男		表郷村	○
	渡部 泰夫		大信村	○
	根本 暢三		東村	○
委員	横井 孝夫	第1号委員	白河市	○
	中根 静		表郷村	○
	大谷 英明		大信村	○
	水野谷 正明		東村	○
	大高 正人	第2号委員	白河市	○
	荒井 一郎		表郷村	○
	藤田 清		大信村	○
	西村 栄		東村	○
	三森 繁		白河市	○
	矢口 秀章		表郷村	○
	星 吉明		大信村	○
	我妻 茂昭		東村	○
	深谷 久雄	第3号委員	白河市	○
	穂積 栄治		表郷村	○
	鈴木 勇一		大信村	○
	藤田 久男		東村	○
	和知 繁蔵	第4号委員	白河市	○
	大越 喜平			○
	柳 恵子			○
	佐川 京子			○
	金内 貴弘			○
	和知 幸男		表郷村	○
	滝田 知守			○
	緑川 正年			○
	深谷美佐子			○
	鈴木 克彦			○
	添田 勝治		大信村	○
	大竹 徳一			○
	大戸 文治			○
	橋本 良示			○
	添田 潔恵			○
	鈴木 勝則		東村	○
遠藤 公彦	○			
藤田 小一	○			
金澤 幸子	○			
矢田部兼一	○			
顧問	友部 俊一	福島県県南地方振興局長		○
	斎須 秀行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		○

事務局	事務局長	木村 全孝	次長兼計画班長	角田 一郎
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	計画班主任	我妻 真一
	総括次長 (計画担当)	中島 博	計画班主任	鈴木 亮
	総務班班長	秦 啓太	次長兼調整班長	鈴木 昌美
	総務班主任	遠藤 修一	調整班主任	菊池 浩明
	総務班主任	鈴木 和彦	調整班主任	鈴木 雄二
			調整班主任	大竹 正紀

## 第9回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

### 3 新市の名称に関する表彰式

### 4 議 事

#### (1) 会議録署名人の指名

#### (2) 報告事項

報告第29号 第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

#### (3) 継続協議事項1

協議第55号 町名・字名の取扱いについて

#### (4) 協議事項

協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第61号 地域自治区の設置に関する協議について

協議第62号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第63号 各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／交通関係）につ  
いて

#### (5) 継続協議事項2

協議第60号 新市建設計画（案）について

#### (6) その他

①第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

### 5 閉 会

午後 1時30分開会

○事務局総務班長（秦 啓太） 定刻となりました。

ただいまから第9回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を開始させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局総務班の秦と申します。よろしくお願いいたします。

会議を始めさせていただく前に、本日の会議に使用いたします資料について確認をさせていただきたいと思います。

まず、「第9回会議資料」及び「議会の議員等に関する小委員会資料」、「議会の議員の定数等に関する小委員会協議経過」、「議会の議員の定数等に関する小委員会委員長報告」の3部を議会の議員に関する資料として事前に郵送させていただいております。そして、本日お手元に配付させていただきました資料のうち、「議会の議員の定員及び任期の取扱いについて〔当日配付資料〕」となっている資料でございます。

なお、お手元には協議会だより第5号についてもお配りをさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければ幸いと存じます。

それでは、早速会議資料の1ページの次第に沿って会議を進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本協議会会長成井英夫よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長（成井英夫） あいさつに先立ちまして、このたび新潟県中越地震によります被災者の皆様方に対して、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本日ここに、第9回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を開催いたしましたところ、協議会委員の皆様方におかれましてはご多忙の中ご出席をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

市町村合併特例法の適用期限であります平成17年3月末日まで、残すところ5カ月となりました。去る11月1日、全国で20の市と町が合併により誕生いたしました。また、11月5日にも1つの町が誕生し、これにより現時点における全国の市町村数は712市、1,741町、486村の、合わせて2,939となり、ついに3,000の大台を割り込むこととなったものでございます。

本県におきましても、11月1日に会津若松市と北会津村が合併し、県内で第1号の新市の誕生となったところでございます。

さて、第9回目となります本日の会議におきましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、地域自治区の設置に関する協議についてなど、4件の協定項目についてご協議をいただくこととなっております。続きまして、継続協議となっております新市建設計画（案）について、皆様のご協議をお願いしたいと考えております。

本日もまた、委員の皆様には広範多岐にわたる項目についてご協議をいただくことになり、大変恐

縮に存ずる次第ではございますが、ご理解の上、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日、前回の協議会で抽選を行い、大賞、準賞の当選者が決定いたしました新市の名称募集に対する表彰式を予定していたところでございますが、大賞当選者のご都合により、次回以降の協議会に延期させていただくことといたしましたので、ご了解願いたいと思います。

終わりに、今後とも本合併協議会の円滑な運営に対し、ご参会の皆様方のさらなるご理解、ご協力をお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

本日もどうかよろしくお願いを申し上げます。

○事務局総務班長（秦 啓太） 会長、ありがとうございました。

ただいま会長からお話がありましたように、新市の名称に関する表彰式については、次回以降の協議会に延期をさせていただきます。

ここで、会議次第にはございませんが、白河市から選出をいただいております池嶋貞委員が、去る11月8日付で商工会議所会頭を退任されたことに伴いまして、本協議会委員についても辞任をされております。それに伴いまして、白河市から新たに和知繁蔵様を委員としてご選出をいただいておりますので、本日、和知様に対する委嘱状の交付をさせていただきます。

会長、お願いいたします。

和知様、その場でご起立くださるようお願いいたします。

司会の方で委嘱内容をお読み申し上げます。

和知繁蔵様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員に委嘱する。

委嘱期間は、平成16年11月10日から合併協議会解散の日までとする。

平成16年11月10日

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会長 白河市長成井英夫

（委嘱状交付）

○事務局総務班長（秦 啓太） 以上で委嘱状の交付を終わらせていただきます。

続きまして、会議次第に戻ります。

議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定によりまして会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、成井会長、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（成井英夫会長） それでは、規約の定めによりまして暫時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、上着の取り外し等につきましては、暑いときにはどうぞしていただきたいと思います。

それでは、まず協議会規約第9条第3項の規定に基づきまして、本日の会議の成立要件について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局総括次長（中島 博） 本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

協議会委員40名、全員ご出席いただいております。協議会規約第9条第3項に定めます会議の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音の許可についてお諮りいたします。

本日の会議においては、写真等の撮影及び録音について、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、本日の会議における写真等の撮影及び録音について、これを許可することといたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人として、白河市の深谷久雄委員、表郷村の中根静委員、大信村の添田潔恵委員、東村の藤田小一委員の4名を指名させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2の報告事項に移らせていただきます。

報告第29号 第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

○事務局長（木村全孝） 事務局長の木村です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページをごらん願いたいと思います。

報告第29号 第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてでございます。

3ページをごらん願いたいと思います。

前回、議事に入る前に、新市の名称に関する大賞、準賞の抽選を行いまして決定をいたしましたところでございます。

次に、（2）の報告事項でございますが、第26号 第7回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨につきましては、了承をいただいております。

次に、報告第27号 議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過についてでございますが、議会の議員の定数等に関する小委員会の大高委員長から協議経過の報告の後、成井会長より内容については次回の協議会で検討したいとの提案があったところでございますが、今回行うべきとの強い意見がありまして、正副会長会議を開催しまして確認をした中で、次回の協議会で提案することになったものでございます。

次に、8ページをごらん願いたいと思います。

(3) の継続協議事項でございます。

協議第47号 各種事務事業の取扱いのうち、高齢者福祉関係につきましては修正案を提出いたしました。要介護高齢者介護激励金給付事業につきましては、提案の支給額「年額4万8,000円」を「5万4,000円」と修正し、全会一致で承認をいただいております。

次に、10ページをごらん願います。

協議第54号 一部事務組合等の取扱いについてでございます。事務局から、協議経過及び4市村における一般職の職員の退職者数、退職金見込みについて内容説明の後、質疑応答がございまして、全会一致で承認をいただいております。

次に、協議第55号 町名・字名の取扱いについてでございます。白河市としては、「大字」「字」をともに削除していただきたいとのご意見がございました。それに対しまして、事務局から、「大字」「字」とともに削除することについて法的には可能であるが、問題が生じる場合があるとの説明をいたしました。その後、表郷村、大信村、東村につきましては原案どおりとし、白河市については再度調整し、協議会に対して報告することとなったものでございます。

次に、協議第57号 公共的団体等の取扱いについてでございますが、これについては原案どおり、全会一致で承認をいただいております。

12ページをごらん願います。

協議第58号 各種団体への補助金・交付金の取扱いについては、原案どおり、全会一致で承認をいただいております。

次に、協議第59号 各種事務事業の取扱いのうち、その他福祉事業関係につきましても、原案どおり、全会一致で承認をいただいております。

次に、協議第60号 新市建設計画（案）について、事務局から内容についての説明を行いまして、継続協議としたものでございます。

報告第29号については以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました報告第29号について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言の声なし）

○議長（成井英夫会長） ご意見、ご質問がないようですので、報告第29号については、事務局から報告があったとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第29号 第8回合併協議会会議録要旨については、報告のとおり承認することといたします。

次に、協議事項に移らせていただきます。



初めに、協議第55号 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

この協議事項につきましては、前回の協議会において、表郷村、大信村、東村の3村については提案のとおり承認をいただいておりますが、白河市分の「大字」「小字」の取扱いについて協議・調整が必要となったことから、今回議題とさせていただいたものでございます。

まず、白河市における協議結果についてご報告をお願いいたします。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 ご報告をいたします。

継続協議にさせていただきました件につきましては、白河市といたしまして、私が提案と申しますか申し上げましたとおり、「大字」「字」ともにこの表示を削除していただきたいということで意見がまとまりましたので、よろしくお取り扱いをお願いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ただいま白河市分の取扱いについての報告がありましたが、冒頭申し上げましたとおり、白河市側の報告をもって本項目についての全体の確認、決定するということになっておりますので、ただいまの報告内容により、提案内容を修正させていただきたいと思っております。

なお、修正提案については、ただいまより事務局で配付いたします。

（資料配付）

○議長（成井英夫会長） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） なければ、ただいま事務局から配付いたしました協議第55号 町名・字名の取扱いについての修正提案について、確認を含め、事務局から読み上げをしていただきます。

加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） 協議会事務局総括次長の加藤と申します。よろしく願いいたします。

ただいま皆様のお手元に配付をいたしました協議第55号、継続協議の町名・字名の取扱い、協定項目の18番についてご説明申し上げます。

四角で囲ってある部分が調整方針となります。調整方針の1番、2番については、前々回皆様にご提示申し上げたものと全く同じでございます。先ほど白河市の深谷委員からの報告がございましたように、白河市においては「大字」「字」ともに削除するというような方針でございますので、それを3番という形で追加をさせていただきます。下線の部分が今回、今までの調整方針に追加をさせていただく部分ということでご理解をいただきたいと思います。

では、3番の方を読ませていただきます。

合併前の白河市の区域においては、「字」表記についても削除した名称に変更するものとする。この場合において、大字名と字名が重複する場合には、次のとおりとする。ただし、「大字」表記及び「字」表記削除後の名称が他の字名と同一となる場合においては、合併時までに調整するものとする。

この場合においてということの例示が下に記載してございます。

「白河市大字本沼字本沼」というのが「白河市本沼」に、「白河市大字久田野字久田野」というのが「白河市久田野」に、「白河市大字大和田字大和田」というのが「白河市大和田」に、「白河市白坂字白坂」というのが「白河市白坂」に、「白河市大字小田川字小田川」というのが「白河市小田川」に、「白河市大字板橋字板橋屋敷」というのが「白河市板橋屋敷」、「白河市大字舟田字舟田」というのが「白河市舟田」に、「白河市大字田島字田島」というのが「白河市田島」という形で、大字名と小字名が同じものについてはその一方だけをとった表記とするというようなこととなります。

個々の但し書きで、「大字」表記及び「字」表記削除後の名称が他の字名と同一となる場合という部分があるのですが、これにつきましては一つの例としまして、白河市に「白河市大字大」という大字名があるんですが、「白河市大字大字久保」という住所がございまして。それについては、大字と字をとることによって「白河市大久保」、読み方としては「だいくぼ」となるんですが、見た目上は「大久保（おおくぼ）」ということになりまして、それについては白河市の既存の小字名として「白河市字大久保」という地名がございまして。それと同一となってしまうということでありまして、それについては合併時までどのような方法で調整するかというものについて調整をしていきたいということを考えてございます。

内容については以上でございまして。

**○議長（成井英夫会長）** ありがとうございます。

町名・字名の取扱いについては、ただいま事務局で読み上げました修正提案により確認、決定をしたいと思っておりますので、委員の皆様にはご了承願います。

続きまして、協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

本項目については、前回の協議会における小委員会報告を受け、その後、正副会長会議において協議をさせていただいております。その中で、在任特例を適用するか、合併時に設置選挙をするかについて、協議会における協議に付し、その決定内容に基づき議員定数等の関連する事項については再度協議をしていただくことになっておりますので、まず事務局から提案内容について説明をお願いします。

鈴木次長。

**○事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）** 事務局調整班、鈴木と申します。座ったまま説明させていただきます。

ただ今、会長の方から説明がございましたように、前回の協議会におきまして、在任特例の適用か、合併後の設置選挙かということの両論併記の小委員会報告がございました。それらについて今回の協議会で協議をいただくということで、前回の協議会で、これまでの小委員会において提示した資料等について再度、全委員の方へ配付するというような要求がございました。それらを事前配付または本日配付いたしましたので、それらの資料について説明させていただいて、その後にご協議をいただく

ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、説明資料の方ですが、当日配付資料が1部、他に議会の議員の定数等に関する小委員会関係資料が、右上の方に「検討資料1」、「検討資料2」、「検討資料3」とございますので、これら4部の説明をさせていただきます。

まず、会議資料の当日配付資料ですが、これにつきましては、6月18日開催の第1回協議会におきまして、小委員会付託の案件を提案する時点で提示した資料でございます。ただし、その時点では東村が加入しておりませんでしたので、今回資料としまして、東村のデータを記入いたしまして提示するものでございます。

まず、1ページですが、一番右側に東村の内容を記載しております。人口が6,013人、条例定数が14名ということです。これらによりまして、4市村の人口合計が平成12年国勢調査で6万5,589人、現時点での議員の条例定数合計が64人という内容になっております。

新設合併の場合、合併に伴い4市村の法人格は消滅するため、合併関係市町村の議会議員は全員失職します。そのため、地方自治法第91条の規定に基づく法定定数内での設置選挙を行うか、合併特例法による定数特例または在任特例を適用するかを協議しなければならないということでございまして、これらを基本に、ここの3番の選択肢の1、2、3という分類で説明してまいりました。

2ページになりますが、これらを受けまして、小委員会では、まず1つとして特例の取扱いについて、それから2番目として定数について、3番目として報酬について、4番目として選挙区の設置とこの4項目について協議することを確認したところでございます。

3ページ以降は参考資料ということで、これまでの事例等で（1）としまして、在任特例を適用した事例、それから（2）としまして、定数特例、（3）としまして、特例を適用しない事例を記載しております。

4ページになりますが、在任特例を適用した場合の特例期間中の議員報酬の取扱いを掲載しております。

次に、5ページですが、設置選挙、それから定数特例、在任特例におけるこれらの効果と課題ということで、一般的に言われている内容について左側の方に記載しております。

5ページ右側の方は、特例等の主な決定理由としまして、先進事例の中で在任特例を適用した理由、定数特例を適用する理由、特例を適用しないとする理由等について記載しております。

次に、6ページですが、ここからは参考法令等を記載しております。

その中で、特に確認しておきたい部分ですが、地方自治法の第254条「人口の定義」でございます。「法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」ということでございますが、現時点では平成12年の国勢調査の数値を使っております。

それから、合併特例法関係が6ページ、7ページにございますが、7ページの中ほど、公職選挙法の抜粋がございます。第15条第8項というところですが、「各選挙区において選挙すべき地方公

共同体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」という規定がございます。

これと合わせまして、その下の四角になりますが、公職選挙法の施行令の抜粋の中の第9条です。「人口に比例しない議員の定数」というところですが、「市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。」という規定がございます。

このような資料を第1回目の協議会で配付しております。

次に、検討資料の1をごらんください。「議会の議員の定数等に関する小委員会資料」というものです。こちらは、これまでの小委員会の中に提示した主な説明資料ということになります。この資料につきましては、下の方に破線でくくってあるとおり、今回第9回協議会における協議の内容が、「在任特例の適用の有無」ということでございますので、協議の方向を統一するために、一部事務局、それから正副会長会議の確認をいただきまして、整理、集約して、この検討資料1にまとめたという内容になっております。

内容について簡単に説明させていただきますが、まず資料の1ページをご覧ください。第1回協議会の中に提示したものと、それから第6回の小委員会で説明したものです。

合併後の新市における議員の取扱いを図にしたものですが、まず一番上に議員特例を選択しない場合、それから2番目に定数特例を選択する場合、一番下の方に在任特例を選択する場合と、3つの選択肢がございます。

一番上の方の特例を選択しない場合ですが、右に行きまして、選挙区の設置をする場合、その右に30人以内で人口に比例しない定数という選択肢がございます。これが先ほど申し上げました公職選挙法施行令第9条の規定になります。

それから、一番下の段ですが、在任特例を選択する場合につきましては、現定数64人ということで、在任特例を2年以内で選択することが可能ですが、2年後、その在任特例期間後については一般選挙ということになります。この場合に、原則としましては人口に比例した定数ということになりますが、公職選挙法第15条第8項の、先ほど申し上げました但し書きの規定によって、特別の事情がある場合には、地域間の均衡を考慮した上で定数を定めることができるという規定になっているということでございます。

次、2ページをごらんください。

ここにつきましては、合併特例法第7条、いわゆる在任特例の適用につきまして、期間関係を図で示したものです。これにつきましては、合併期日を17年11月1日と仮定しまして作成しておりますが、この合併期日が11月1日以降なり以前に変更になった場合には、特例期間がそれぞれ延びたり短縮されたりするということになります。

この表の見方ですが、まず一番上の白河市ですが、合併期日を11月1日と仮定した場合には、17年5月に改選がございまして、5月10日から再任されるということになります。11月1日と仮定した場合には、議員就任後約6カ月で合併を迎えるということになります。これにつきましては、1年6カ月の在任特例という期間で設定しております。そのために、平成19年4月、これは統一地方選挙の年になりますので、在任特例の期間を平成19年4月末日と仮定した場合、1年6カ月の在任特例期間になりまして、在任特例後の残期間は、白河市議会議員の場合には2年1カ月ということになるという見方になります。

同じような見方で、表郷村ですと、在任特例期間終了後は9カ月、大信村は12カ月、東村は10カ月になるというような表の見方になります。

3ページにつきましては、他の協議会における在任特例期間の設定の理由の一覧を取りまとめて提出したものです。

まず、県外の事例を記載しておりますが、特に新しいところを紹介しますと、3ページの中ほどに北魚沼6か町村合併協議会とございます。これは、11月1日に魚沼市で発足しております。右の方に特例期間設定理由というのがございますが、1年6カ月の在任特例を適用しており、①、②、③というように特例期間設定の理由を記載しております。

同じように、4ページにも県外事例、それから5ページは県内の事例を記載しておりますが、田村地方5町村合併協議会、それから両沼5町村合併協議会、南相馬合併協議会と記載しておりますけれども、両沼と南相馬につきましては、ご承知のように現在、協議が止まっております。田村については、このような理由で1年2カ月の在任特例を設定したという内容になっております。

6ページ以降につきましては、合併後解散請求等により議会が解散または議員が辞職した事例を提示する旨の小委員会からの要求に基づき、資料として小委員会に提出した内容になっております。

事例としましては、東かがわ市、周南市、千曲市、南アルプス市、四国中央市の例を掲載しております。

次に、9ページですが、新市の議会議員選挙における選挙区設定の場合の定数試算ということでございます。これにつきましては、これまでの先例などから、1票の格差が2倍以内とすることを原則として試算したものでございます。

まず、1につきましては単純な人口比例、2につきましては均等割を1配置した場合の議員定数の配分表ということになります。本地域におきまして、均等割を2とした場合には、1票の格差が2倍を超えるということになりますので、今回この表の中には記載しておりません。

10ページになりますが、このような考え方を踏まえて、先進事例としまして南相馬合併協議会の内容を記載しております。

南相馬におきましては、1票の格差が2倍を超えない範囲を基本として、均等割を3と設定しており、1票の格差が最大で1.964となっております。ただし、飯舘村の状況が変わっておりますので、

今後この内容については変更されることになるかと思えます。

次に、11ページになりますが、議員の報酬等について、在任特例を適用しない場合、適用した場合の計算についての比較表となります。

12ページをごらんいただきますが、3番、試算比較というところがございます。まず、4市村の現行といたしまして64名で、32億383万円という内容になっております。これらにつきましては、以前の財政シミュレーションの中で10カ年間で提示しておりますので、ここでも10カ年間で試算しております。

まず4市村の現行で32億円ほどございまして、在任特例を適用しない場合、ケース1の場合には20億600万円、在任特例1年6カ月を適用した場合には21億8,600万円の試算額になるという内容です。それらの比較について、下の現行との比較、それから右側のケース1との比較という表になっております。

13ページですが、これにつきまして、1年6カ月の在任特例を適用した場合の4市村の議会議員の残期間の報酬の合計額を記載したものです。

これらについて、それぞれ表紙のページにありますように、資料1から7としてそれぞれの小委員会に提示して、小委員会の中でこれまで議論をいただいたという経過でございます。

次に、検討資料の2ということで、「議会の議員の定数等に関する小委員会協議経過」の方をごらんください。

これにつきましては、これまでの協議会において、小委員会開催の後に委員長から小委員会の協議内容を報告しておりますが、それらを一冊にまとめたものになっております。委員の皆さんにはそれぞれ協議会資料として提示されている内容でございます。

この中で主なものを説明させていただきますと、8月10日に開催された第5回小委員会においては、在任特例の適用についてということで、これまでの小委員会において、現在の白河市、表郷村、大信村の3市村の枠組みにおいては、在任特例を適用する方向性を確認してきたことから、その適用期間について協議した結果、次の①、②、③の理由から、「在任特例の適用期間については、合併の日から平成19年4月末日まで」とする意見を全会一致で確認したという経過がございます。

そのほか、10月7日の第8回小委員会におきましては、委員から協議会の場で議論すべきとの意見が出され、小委員会としては、これ以上議論しても進展がないと判断されたため、「在任特例」と「特例なし」の両論併記として協議会に報告し、協議会において協議を行うこととしたという報告でございます。

これらの協議経過の説明について、小委員会の正副委員長の方から協議会で説明をいただいております。その内容についての発言要旨を取りまとめたものが、検討資料3の「議会の議員の定数等に関する小委員会〔委員長報告（抜粋）〕」というものでございます。

以上がこれまで本日の配付、それから事前に配付した資料の説明となります。このような内容を踏

まえまして、先ほど会長の方から提案があった内容でご協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、当日配付資料の中においてご検討をいただきたいという趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただいま提案いたしました件について、皆様からご質問及びご意見をお伺いしたいと思います。

三森委員。

○三森 繁委員 白河市の三森でございます。

前回10月22日の協議会の中で、議論はこの後という議長の配慮もありまして、白河の委員はすべて発言を控えていたわけでございますけれども、本日、私のほかに白河の委員、それぞれの思いもございまして、意見も多少違うところもあろうかと思っておりますので、ここで委員のそれぞれの意見を述べさせてもらうことをご了承お願いしたいと思います。

それと、前回におきまして、小委員会での協議内容の公表ということでございますけれども、小委員会は皆様ご存じのとおり秘密会議になっております。これは、自由闊達な意見を述べるということでございますので、このようなルールはやはり守っていただきたく思いますので、最初に申し上げておきたいと思っております。

それで、今回、説明責任を果たしていないということを大きくマスコミの方からも言われておりますので、意見を述べたいと思っております。

8月25日、大信村の農村環境改善センターにおいて開催された第4回協議会の中で、8月30日に開催予定の現3市村の議会において、東村の合併協議会参加に関する議案が可決された場合、改めて新たな枠組みで在任特例の適用について協議する必要があるという委員長の報告から、4市村での合併協議会では3市村での在任特例期間は原点に復帰したと考え、白河市議会では10月5日、白河市議会合併問題検討会を開催いたしまして、議員の身分について協議をいたしました。協議の中で出されたそれぞれの意見をここで申し上げてみたいと思っております。

1、市民の納得がいくような説明ができる、市民から支持されるような解決策を導くべきである。ぜひ、市民の望む方向で進めていただきたい。

2、合併の目的は市民のためである。地域に根差した議員である我々は、市民の意向に従うべきである。議員は市民の意向となれば、市民の納得を得られるはずである。

3、合併では新市ができるのだから、別な新たな市議会議員が運営すべきで、新市の議員として洗礼を受けるべきだ。白河市議会議員は、4月に選挙、そして11月に再選挙でいいのではないか。

4、市と村との合併だと、全国的に村の意見が強く、市は黙っている傾向がある。意見を整理しながら粘り強い話し合いを続けてほしい。

5、合併は財政面、経費の節約のためである。それにもかかわらず、経費の増大となる地域自治区

までやるとの段階で、議員の特例はないと思っていた。設置選挙が市民の望む方向と思う。

6、会派で勉強会も行っている。任期については、在任特例でなく、新市において選挙をすべきである。この後、定数の配分問題もある。何でもかんでも3村の言い分を聞いていくのはおかしい。ここで白河市の議会の方向を決定しておく方がよい。

7、大信村での合併協議会を傍聴したが、3村の意見は細かいことばかり言っている。しかし、合併には賛成であるので、よい方向にまとめていただきたい。会派としても同じ考えを持っている。

8、合併はしたい。多少のことは容認すべきだと思う。しかし、譲れないものはある。市民に説明できないものは通せない。新市、新議員、設置選挙が基本的な考えである。腹をくくる必要も出てくると考えていたが、その時期に来たと思う。市民にとってベストのものを認めるべき。小委員会も公表していくべき。

9、まず、小委員会は公開でお願いしたい。在任特例64人では市民に説明できない。腹をくくるほかない。地域自治区等、何でもかんでもはおかしい。市民が望む方向でなければ、合併なしでもやむを得ない。新設選挙とすべきである。

10、合併に当たっては3村のことを考えてやるべきだ。不安をなくしてやるのが考えの基本である。3村に手厚い内容になっていると思う。しかし、市のサービスなどは要らない、村で行ってきたサービスは続けろでは、住民に説明できない。自治区の設置には十分な検討が必要であったと考える。人口割など、負担のときだけ市ということは市民に説明できない。設置選挙により市民の選択を受けべきだ。

11、今後は、合併ありきではなく、何でもかんでも聞くものではない。当白河市議会の姿勢を変えるなら別である。そうすべきであり、議会の方針を変更すべきである。

12、基本的には合併には反対であるが、各団体とも合併しなければやっていけないとして合併するのにもかかわらず、新議会となったなら64人では、市民が納得いかないと思う。法定数で、あるいはその法定数さえも削減しろという時代である。それが3村の住民代表も含め、在任特例として村同士が組んでいるのであれば、合併後の議会運営も不安が残る。新設選挙とすべきである。折り合いがつかなければ、住民に意見を聞く必要がある（アンケートなどで）。

13、合併には賛成である。地域自治区、財産区を認めてきた。議員の身分の問題となってきたが、強い態度で臨むべきである。それでだめなら持ち帰る。選挙しましょうと説得していただきたい。選挙で洗礼を受けるべきである。

14、4月、11月の年2回の選挙はあるかもしれないと市民に言っている。市民の考えは、選挙2回は当たり前と思っている。3村の議員は村のため、市の議員は白河のため、新しい市は新しい議員で行うべきである。在任特例を断り、2回選挙は我々にとって不利。しかし、市民は理解してくれると思う。3村が反対となれば、合併しないという態度が必要である。

15、白河に吸収されるとして、特に3村で前もって協議して会議に臨んでいる。白河市は合併し



なければならないと考えているから、在任特例も含め、何でも呑むような考えでいる。対等の立場で意見を言うべきだ。白河市の考えを述べるべきである。強硬な意見であるが、合併に反対しているものではない。その結果、合併については基本的に市民の立場で考えるべきであり、市民に説明できるものでなければならない。議会の議員の身分は在任特例ではなく、原則の設置選挙とすべきであろう。

それぞれの発言でございますが、これを集約いたしますと、

1つとして、合併は何のためか、行政の効率化、経費の削減のためである。

2、住民のための合併でなければならない。

3、新設合併として新市が設置されるのだから、議員も新市の新議員として、設置選挙により市民の洗礼を受けるべきである。

4、白河市は4月、11月と年内に2回選挙をすることになるが、市民の意向を考えれば、それでも選挙はやむを得ないと考える。

5、地域自治区の設置の意味は大きい。地域住民の新市に対する抵抗感や心配を緩和する効果がある。

今回の合併は、「昭和の大合併」に続く大きな波であります。「昭和の大合併」で財政困難に陥り、修復のために大変ご苦労されたと、諸先輩の血の出る苦しみの数々を聞かされております。我々がその歴史を繰り返さないためにも、それぞれが努力をしながら、さらに合併した中でスリム化を図る必要があると思います。「耐え抜きましょう合併」と言うべきではないのでしょうか。地方交付税、補助金が先細りになっていく中で、少くくはメリットがあってもいいだろうなどという甘えは許されるべきではないと思います。

このような中で、現実の合併協議会のあり方はどうでしょうか。提出議案は、現在のサービスより低下するとして、現状維持の提供を求めて修正案の連発では、増大した経費の財源はどこから補てんするのでしょうか。大いに疑問が発生するところであります。

この合併は、財源不足をどのように乗り越えていくか、どう解決するのかという合併でございます。予算の分捕り合戦のために言いたい放題、少しでもサービス向上を求めるための目的達成の合戦では話になりません。どうか、本来の目的である、将来に向かって市民が安心のできるよい合併に向けて協議ができるように、方向修正をしていただきたいのであります。それには、相互理解を深め、予算の取り合いではなく、手と手を取り合って、子孫から先人はよい合併をしてくれたと心から喜んでいただけるような合併にしなければなりません。

白河市の議会議員は、中心部にいるから勝手なことばかり言っているのではございません。3村の方々の立場になって物事の判断をしていきたいと思っております。きょうは、初めて秘密会議の中から公開の場に出てきた、協議会の場に出てきたものでございますので、お互いの納得のいく方向で進めていきたいと私たちも思っております。また、白河市の委員もその思いがあると思っておりますので、どうか皆さん、この後も委員の発言を聞いていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（成井英夫会長） 柳委員。

○柳 恵子委員 座ったままで失礼いたします。

小委員会に所属していた私の個人的な経緯をまず述べさせていただきます。

この合併協議会の委員に選任されたときから、この合併協議会というのは、財政的な見地からこれから大変な時期を迎えるので合併をするのだという趣旨で私も委員の一員になりました。それで、小委員会になってから、第1回から第3回、4回くらいまでは、その財政的な見地から、今、事務局の方から資料の説明がございましたように、率直に、ぱっと見たときに、やはり一番お金がかからないのは設置選挙ではないかと。家でいろいろと試算してきました結果そういうことがわかったものから、設置選挙が望ましいと考えておりました。

第5回に委員さんたち、特に議員さんたちの何かお話し合いがあったように感じたのですが、1年6カ月の方向が出てきました。それまでは、2年が望ましいというふうな資料も出ておりましたが、第5回になったときに急遽1年6カ月の方向が出てきました。この全体協議会に小委員会の決定事項を提出するためには、非公開なので、もう少し自分の意見を大切にすべきだったと今思っているのですが、しかし、全会一致という縛りに大きく影響されたことは事実です。

それで、今まで設置選挙がいいと思っていたのですが、全会一致という縛りに、実際、東村の参加も予告されていたんですが、仕方がないのかなという気になったのは事実です。そのとき、まさにこういうところになれていない素人の私ですので、64名の大世帯になる影響というものも実際は考えが及ばなかった、見通しの甘さがあったということを率直にお詫びしたいと思います。

その後、白河の方の住民の動きもたくさん出てきました。まず、任意協議会の際に行ったアンケートの結果を見ますと、およそ56.4%の市民が「議員の数や人件費の削減を望んでいる」というような円グラフもありました。半数以上が人件費の削減、議員の数の削減を望んでいるということが一つです。

それから、10月29日付で市民の中から、私たち委員の中に「ぜひ設置選挙でやってくれ」という投書をいただきました。その中で、「仙台100万都市でさえも60人の県会議員、白河は64名になる」という意見も入っておりました。それから、11月7日の民報新聞への投稿もありました。この中でも、「県議会議員が60名であると、それなのに新しい市で64名ではいかがなものか」といった、いろいろな意見が委員の方に届いております。

私は、実際は市民の代表であるわけです。ですから、こういうふうな意見をやはり大切にしていかななくてはいけないのではないかとことをますます考えるようになっております。

それで、経費的な問題なんですけど、今、資料の説明がありました。資料1の11ページから12ページにかけての経費の試算がありました。これを見ますと、10年間で試算されていますが、実際は64名の議員が在任する1年6カ月で考えなければいけないと思うんですね。その1年6カ月の経費を計

算しますと、1年6カ月の全部の経費は4億8,167万6,000円になります。もしそれを30人の設置選挙でやると、約3億円なんです。その差が1億8,000万円で、1年6カ月でこれだけの差が出てきてしまうんです。ですから、台所を扱う主婦としましては、まずこのような経費をはなから大事にしていかなければならないという思いがしております。そういう見地から、やはり設置選挙が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 佐川京子委員。

○佐川京子委員 白河市の佐川です。

私は、小委員会は新市の名称の方でしたので、協議会の場に、前回、議員の定数に関する小委員会の委員長の方から提案がありまして、そこからが議論の始まりだと思っておりました。

それで、私も市民の代表でありますけれども、市民から見た場合に、議員さんというものをどういうふうな目で見ているかといいますと、自分の地元ばかりを見ているのではなく、全市を見渡す人。そして、本当に困っている人、それから困っているところを見られる人。全市に同様のサービスが公平に行き渡るように働いてくれる人という目で見ています。また、市民はそういう人を選んできたと思います。

選挙になると、選挙カーに乗って、いろいろ議員さんが自分の主張を言って回ってくださいますけれども、それを聞いて大多数の市民は判断して、投票して、議員になっていただいております。そういうふうにして選ばれた議員さんに市政を任せているという思いです。これは白河市ばかりでなく、3村も同じであると思います。ですから、選んでいない人が議員の席に座ってほしくはないというのが市民の正直な気持ちです。

今回、合併を促進するという名目で在任特例というものが認められる場合もあるということですが、この地域において在任特例を使った方がいいか、使わない方がいいかということは、この地域の実情をちゃんと考慮して、特例を使うべきかどうかを決めるべきだと思います。これまでの協議の流れを今見ていきますと、現在、財政の状況は1市3村みな非常に厳しいのが実情だと思います。特に、私この協議会に入りましてから、いろいろな財政面の資料とかも見せていただきましたけれども、3村の財政は厳しく、自村の税収だけでは職員給与ですら賄えない状況にあるようです。このままでは、交付税、補助金も年々減らされていくわけですから、さらに厳しくなってくるのではないかなというふうに思っております。

また、合併で望むことの住民のアンケートを見てみますと、56.4%もの人が、つまり第1位で、合併について望むことは市村長・議員の減少です。そしてまたさらに、協議会の中で事務局より修正案が出されたことは、収入が減って、支出が数千万とも億ともの単位で膨らんできています。この状況で、さらに在任を認めるというわけにはとてもいかないものと、私住民として見ています。

今日配付された資料の中にも、在任特例を認める場合、認めない場合で数字を見てみますと、約1億8,000万円もの開きがあります。これ以上住民に負担を増やすようなことは、とても住民として認めることはできないと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにございますか。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 大変申しわけありません。もう少し時間をいただきたいと思います。

私も、いろいろと今まで申し上げてきたものと大方重複する面があるんですが、ご勘弁をいただきたいと思います。

新市の名称も「白河市」に決まりまして、いろいろな協議をされてここまで来たというのが本当に私の正直な気持ちであります。私たちは、皆さんもそうですが、大局的な見地から話し合いを行いまして、やっとなんていいますか、また今日の日が来たというふうに思っております。それで、これまでの経過を見ますと、協議事項の大半は、ただいままで話がありましたとおり、現行のまま殆どが新市の方に移行するというので、いわゆる負担は低くサービスは高くということになっているというようなことは、皆様方も一致した見方であると思っております。

それで、私は、市町村の合併ということはどういうことなのかということで再度考え直してみたわけでございます。合併の制度的な面と申しますのは、もう皆さんご承知のとおりです。ここに福島県の職員の方もおられますけれども、私なりに言わせていただきますと、もう国、さらには県、そういう側から市町村に対しての、私流に言わせてもらえば締めつけが来ているというふうに言わせていただきたいと思います。いわゆる、具体的に国庫補助の負担金であるとか地方交付税、さらには税源移譲と、そういったものが今新聞などでも毎日毎日、市町村にとって苦しくなるような話が出てきております。これは、白河市を含めて、小規模の自治体には大変厳しいということで毎日目の前に押し寄せているという現状ではないか。このことに私たちはどのように立ち向かっていくのか、これを考えて、やはり合併しかないという結論を出して、この合併協議会がスタートしたというふうに思っております。

当然それぞれの自治体、白河市を含めて、どういうふうな自治体運営をしていったらいいのかということを考え抜いて、そしてまた財政面、そういったシミュレーションをつくりながら、試算をしながら、そして住民に説明をして、市民・村民の幸せは合併だということで支持を得て、今回の合併協議会になったというふうに、再度申し上げたいと思います。そんなことから、私の考えをこれから申し上げさせていただきます。

まず一つは、先ほどから言っておりますように、協議事項の多くが現行のまま新市の方に移行することになっております。これを一つ申し上げておきたいと思います。

さらに、白河市では、これは皆さんに本当に申し上げていいのかどうか、白河市の問題なんです、

白河市はこれまでに、昭和の合併のときに赤字再建団体に陥って、大変な苦勞をしている時代があります。この思いから今、我々、財源、財源、財政問題、財政問題と言っている原因といいますか、考え方が出てくるわけです。この思いというのは二度としたくないということで、市の職員の先輩方から、私どもに言い伝えられてきました。そして、さらにこのような経験をしたくないということで、歴代の市長さんも、議会それから職員、市民の協力を得て、財政状況を見ながら財政再建計画、そして財政健全化計画、これらを立てて、いろんな改革をして今、白河市があるわけです。

そして、白河市は、福島県に白河市ありということで、全国の住みよさランキング、これはここ数年33位、23位、ちょっと下がったんですが67位と、それでも福島県内ではトップの位置を占めております。こういうふうに、歴史と将来性があふれる、そして自信と誇りに満ちた都市であるということで、名実ともに福島県の雄都だというふうに思っております。これは事実でありまして、今後もしこういう形になっていくというふうに思っております。

こんな状況から白河の現在の姿はあるわけですが、現在は財政健全化計画ということによりまして市政の運営がなされております。3村におきましても、白河市と同じようにこのような改革もしくは見直しというものが行われて今、村の運営が行われていると思っております。隣の町と言っていると思いますが、私は、矢祭町の合併をしないという宣言を除けば、本当にこの地方自治体が行財政改革のモデルであるというふうに思っている一人でもあります。

これまでの協議結果、これは先ほど佐川さんも言いましたが、収入は減って、支出は増加すると、最悪の状況になっているのではないかとということで、この財源確保を果たしてどうするのかというふうに私は心配をいたしております。

そこで、合併することの一番わかりやすいメリット、これは先ほどからも出ていますとおり、市長さん、助役さん、収入役さんと三役、まことに申しわけないですけども、三役の皆さんと議員の削減、これが経費を削減する一番わかりやすく、そしてすぐ財源が出てくることであるというふうに思っております。

ただ、もう一つ考えなければならないのは、合併というのはここ1年のことだけで考えるのではなくて、長い目で考えていくべきだというふうなことも考えられます。しかし、私は、今日がなくて、明日があるんでしょうか。一、二年が乗り越えられなくて、将来のことがあるんでしょうかというふうに言いたいんです。合併すれば何とかなるというような期待を市民または村民に持たせて、そして住民がその期待を持ったまま合併をしていったならば、住民に対して申しわけがないのではないかと。

合併というのは、今現在の地方自治体を考えれば、本当に厳しい状況です。そして、合併しても厳しい状態は続くんです。合併しなければなお厳しいんですということが現在の市町村が置かれている状況であるということで、結論としては、私は、明らかに手にすることの財源を確保することがまず先決だというふうに思っております。

次に、本題であります議員の取扱いについてですが、私は、基本的に新市の市政は、新市の市民に

よって選ばれた市長、議員によって運営されるべきだと思っております。また、これが多くの住民の意思ではないかとも思っております。現在の市町村長、議員は、現在の市町村の住民によって選ばれた者であると、そして新市までその役割というもの果たして及ぶんでしょうかというふうにも思っております。

小委員会の協議結果、これもいろいろお話があったわけですが、これも小委員会はいくまでも非公開の会議であったということで、なかなか私たちも細かい点まではわからなかったわけですが、前回の委員長報告によって、やっと公開の場で議論ができることになったというふうに理解をしております。そして、市民の皆さんの考えなども聞くことができるようになった。まさに、今日がこの協議のスタートではないかというふうに思っております。

確かに、小委員会の協議内容も大事であります。特に議員の在任特例の取扱いは、ほかの合併協議会でも実に合併の是非にまで及ぶような重要事項となって、このことは当協議会でも例外ではなくて、ここに来てその様相は明らかになってきているというふうに思っております。合併したら住民の声は行政に届きにくくなる。議員が、新市の中でせめて予算がどのように執行されていくのか、決算まで見届けたい、行く末を見守りたいという気持ちになるのは、心情的にはわかるわけであります。しかし、3村の地域には議会とは別に、地域住民の意見を反映させる地域自治区の地域協議会、これが置かれます。そうであれば、在任特例というのは屋上屋を重ねるということにならないのかなというふうに考えております。

何より、新市の議員を選挙する場合には、これらのことが十分に反映できる人が必要であります。そして、そういう人こそが当選できるのではないかと思っております。一時的に議員の数を増やすよりも、市全域を考えることのできる議員を選出し、政策に対する審議、議決を新議員に任せ、自治区が生まれるのを機に住民も新市の施策実現に参加できる。このことが今回の合併におけるこの白河地方の大きな特性であると思います。新市の議員は、新市の市民が、市長選挙と同時に選ぶ、これが私の今回の結論であります。

次に、新市建設計画にありますように、合併協議会のアンケートによりますと、市民・村民は首長や議員の減少による経費節減を圧倒的に望んでいます。そういうことから、合併のねらいの一つ、これは行財政の効率化であると思います。ただ、こればかりが合併の目的ではないと思っております。

地方分権、三位一体の改革などが進む中で、住民の生活を守るためにはどのような自治体をつくるのか、これを私たちは考えなければならぬわけでございます。そこで、私たちは、一時の地域意識だとか勢いとか、感情に流されずいくべきであると思っております。

結論は、合併はだれのためにするのか。議員のためではなくて、住民であると言いたいのです。

そういうことで、先日、文化センターで開催されました合併のシンポジウム、出席された方は頭の中にあると思うんですが、確実な財源を確保しながら、そして新しい出発に対して新しい市長、議員を選んで、よい合併をしていきたいと思いますということを今日は皆様方に申し上げて、私の考えとさせて

いただきたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにございますか。

（発言の声なし）

○議長（成井英夫会長） なければ、暫時休議といたします。再開は10分後といたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（成井英夫会長） それでは、再開をいたします。

委員の皆様のご意見、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

金澤委員。

○金澤幸子委員 東村の金澤です。よろしくお願いいたします。

この合併協議会の基本的な目的は何かと考えたときに、確かに財政問題はとても大切なことだと思います。でも、決して財政問題をこの合併により解消するものではないと考えました。将来に向けて、住民が「住んでよかった」と思える人と人とのまちづくりを進めることにこの協議会の意義はあると思います。4市村の新しいまちづくりを進めるためにも、在任特例期間を統一選挙までの1年6カ月として、その間に各市村の意思を公平に聞きながら、均衡のとれた全体のまちづくりの検討を進めることも必要だと思います。

最近、特に村民の中から、自分たちの村はどうなってしまうのかとか、村がなくなってしまうんじゃないかという不安が多く聞こえます。これから住民説明会をしていく上でも、このことがとても重要なポイントになっていくのではないのでしょうか。自分たちの選んだ議員さんが残るということは、とても村民にとっては不安を解消する一つだと思います。

さらに、議員報酬について、4市村の現行報酬額にすれば財政負担は少しでも少なくなると思いますので、在任特例を採用する方向でお願いいたします。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにありますか。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

確認だけ先にさせてください。

議員定数に関する小委員会から上がってきて、この場で本会議で協議するのは、在任特例を適用するか、適用しないか、そのことだけの審議をするということを前回確認したんですけれども、今回その方向でその一つだけを決めて、あとは小委員会の方に戻すということで、在任特例を適用するか、しないかだけの審議だけでよろしいのでしょうか。

○議長（成井英夫会長） ただいまのご意見は大変重要なご意見でございますので、協議会の委員の

皆様からご発言がありましたらお願いいたします。

藤田久男委員。

○藤田久男委員 東の藤田でございます。

ただいま深谷委員さんからお話し出ましたのが、今日の継続の報告事項だと思います。そういう中で、在任特例をやるかやらないかを決めた後に、また小委員会に戻して、定数関係とか内容等を小委員会で検討していただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ほかにございますか。

藤田清委員。

○藤田 清委員 大信の藤田です。先ほどと同じダブル藤田になってしまいますけれども。

今までの議員定数に関する小委員会でのいろんな流れを垣間見ますと、これから、今この在任特例がどうだこうだというふうなだけを決めて、また後の大選挙区にするか、小選挙区にするかという定数の問題もいろいろありますけれども、やはり小委員会でまた詰めても、非公開の小委員会ではなかなか一般の市民・村民に情報が流れないだろうというふうに私は思います。やはり、これからの協議は、この法定合併協議会で公に情報公開しながらやるべきではなかろうかというふうに私思います。小委員会にまた戻されても、なかなか時間がかかって決まらない方向性が出てくるのではなかろうかというふうに思います。

私としては基本的な考えは、もう小委員会ではやりたくないというのが本音でございます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 添田委員。

○添田勝治委員 大信の添田です。

この在任特例について白河の委員さんから貴重なご意見をいただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。

さて、3村の件と白河市の問題と、こうなってしまったみたいなんですけれども、何といたっても3村のお考え、委員のお考えは、小委員会で皆さんと色々な意見を出したとおりでありまして、非常に数が多かったと思います。そういう観点から、一つ具体的に言いますと、要するに新市になった場合に、私たちがこの合併をいろんな面で皆さんとともに協議してきたんだと、それを市として執行してくれるか、くれないか、1年6カ月ぐらいはどうしてもやっぱり見届けないと。そういうことで在任特例を採用してほしいと、在任特例を採用してくれというような、ある程度3村のご要望でありましたので、白河の市民の皆さんの意見も十分尊重しますけれども、この在任特例も白河の市民の皆さんにご理解と、いろんな面でのご協力願えればありがたいというふうに考えております。

もし、これが白河市民の皆さんの考えにどうしても賛同できなかった場合には、また3村としてはいろんな面での地元を持ち帰っていろんな検討する余地があるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。



少し長くなりましたけれども、こういう協議会というのは具体的に質問したほうがいいじゃないかというふうに、私の方では一つ要望を出して、終わりといいたします。

○議長（成井英夫会長） それでは、今、添田委員のお話にもありましたけれども、まずその前に、先ほど小委員会に戻すのか、協議会でやるのかという基本のお話がありました。それで、それぞれの立場で戻すということと、または協議会でオープンにしてやるべきじゃないかと、その辺のご意見が出ております。もう少し皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

大戸委員。

○大戸文治委員 大信村の大戸です。

今まで、小委員会で特例とかなんかでお話ししてきたんですけれども、全会一致をとということで議長さんがお話ししてきたわけなんです。それで、常に全会一致、全会一致ということでやってきた結果、こういうふうな長引いた結果があります。ですから、やっぱり公開でやっていただきたいと思えます。

○議長（成井英夫会長） ほかにございますか。

矢口委員。

○矢口秀章委員 私も、小委員会の機能というのは、全体ではなかなか協議が進まない部分を小委員会に付託して、機能的な会議の中で法定協議会に報告すると、そういう方法、最初は非常にいいなと思ったんですが、小委員会の中にも当然いろんな意見があったわけですが、全会一致で決まったのは、8月10日報告の1件だけだったんですね。全会一致で決まったことが、またこうして両論併記になってきて、また法定に持ってくるということであれば、小委員会の果たす役割とこれから何を果たせるのかという、私も小委員会の一員だったものですから、この際ですから、法定協議会で公開の場で論議していただきたいというふうに思います。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、先ほど深谷美佐子委員からご質問のございました件につきましては、協議会の場において議論をするということで、よろしくお願いを申し上げます。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

本会議ですべて協議していく上で一つお願いしたいことは、一つ一つ決めていって、決まったことに対しては前に戻らないということで、在任特例をきちんとするかしないかを決めて、それから次の選挙はどういうふうにするか、報酬はどういうふうにするかというふうに順序を決めて、一つ一つきちっと決めて進めていけばスムーズに行くのではないかと思いますので、そういう方向でよろしくお願いたします。

○議長（成井英夫会長） ただいまのご意見は、本来ならばそのようにと私も思っているわけですが、在任特例になりますと、おそらく今度はその後の選挙区の問題が出てくるんですよ、連動するんです。

大選挙区でやるのか、小選挙区でやるのか、これも出てくると思うんです。ですから、それを一つ一つ決めてほしいと言われても、例えばその後のことをどうするのか。その辺は皆様の良識の中において決めていただきませんか、ここで決定してほしいと言われても、難しいのではないかと私は思っております。

基本は何かということ、もう一回皆さんで意識を持つことは大切だと思うんです。先ほど白河市の委員の方からもお話はありましたが、合併はするべきだというのが、私は基本的姿勢だというふうにお伺いしたつもりです。ですので、私はそのような姿勢がやっぱり基本であろうと思っておりますので、どうかそういうことにおいて皆様から貴重なご意見を賜りたいと思います。

ほかにございますか。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

先日も住民の方たちと懇談会というより、言いたい放題サミットを開催しまして、住民の方々に今回の会議資料を見ていただいて、いろんな協議をいたしました。そこで一番問題になったのが、小委員会の資料だったんですけども、小委員会の協議経過報告というか、小委員会で決まった意見、話があったことが、本会議場での委員会の報告上で小委員会で話し合っていないことが出ていたり、それは第4回協議会の中で第5回小委員会の経過報告の中の中段のところ「なお、8月10日の第5回小委員会の時点では」から「そのときには東村さんが加入するということが決められてなかったもので、8月30日の市村の議会における参加が可決された場合には、改めて新たな枠組みで在任特例の適用について協議する必要があると考えております」というのは、第5回の小委員会の会議録ではないですけども、報告いただいた文書の中には記載されていなかったことが報告されてみたり、住民の大半の方は、合併協議会だよりを見て、在任特例の方向で一致したという文面を見て、それでいくんだというふうに認識しているところに、今回集まって前回もそうだったんですけども、それはなぜそういうふうに変ってしまったのか。在任特例でいく方向で一致したと謳っておきながら、それが覆されること自体に対して不信感を持たれて、その不信感ということでたくさん意見が出されました。

私たちが今度村に帰って住民説明会を開くときに、この不信感を拭えるかということに対しては、ちょっと不安もあります。私たちこの委員、表郷ですけども、議員は議員の勉強会を開いて、次回の会議に向けた前向きな姿勢で取り組んでいますし、私たち住民の会議も、次の会議にこういうふうな議題がのっているけど、これに対してどうですかというふうに、前向きな意見でどこで調整を合わせたらいいかというふうに、合併にスムーズに行くのにはどういうふうにしたらいいかということまで、村だけを考えているのではなく、4つの市村に対して、一つになることに対する自分たちの引くところは引く、ただこれは譲れないところは譲れないというように、集まっていたらいい住民の方は、決してマイナス志向ではなくて、合併に向けて積極的にこういうふうにしたらいいかという

意見で、私たちは今までこの本会議にも臨んできましたし、私たち住民代表は住民からの声をきちんと聞いて臨んでいますので、この会議場で決められたこと、もう一つ、広報に載せたことはあくまでも覆さないでいただきたい。

それをまたされてしまうと、本当に合併して自分たちの村は意見が通るのかというふうな不信感もありますので、ここの報告、会報を出しておきながら意見が変わるということに対しての不信感は拭いきれませんので、なぜそういうふうになってしまったかという説明をしていただきたいと思えます。

○議長（成井英夫会長） まず、すみません。先ほどのことはちょっと大変重要ですので、文面が変わっているというふうなことの意味合いだと思うんです。それについて確認してください。

○深谷美佐子委員 申しわけありません。文面が変わっているというのではなくて、第5回の小委員会でこういう議事録でいきますよ。協議経過報告について一致して文面が書かれている分以上のことが報告されてしまっているということが問題だと思うんですけれども。第5回の8月10日に開催された小委員会では、それは東村さんの参加云々はなかったのかもしれないけれども、動きはわかっていたはずですし。

ただ、5回の小委員会で東村さんどうのこうのという意見を委員の方から集約されていないにもかかわらず、第4回の協議会の方で、第5回小委員会報告で文面はないのに言葉で言っているということに対して、それは委員長個人の考えで言ってしまったのか、小委員会のメンバーたちの意見を参考にして言ったのか。あくまでも小委員会は小委員会で決まったことのみ報告だと、私は会議はそういうふうに理解していたのですけれども、あくまでこれを読みますと、小委員会で話されていない内容まで報告で言葉にするということはいかなるものかということです。文章が間違っているわけではありません。

○議長（成井英夫会長） お話の趣旨はわかりました。

鈴木次長。

○事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 今ほどの深谷さんのお話の件です。これにつきましては、まず小委員会の協議経過、検討資料2の方ですが、これについては小委員会の中で議論、検討いただいた中でおおむね確認された事項もしくは議論された中身の柱について、要約して記載し協議会の方に報告したものです。

今ほど申されました第5回、8月10日の小委員会におきまして、これらの内容において在任特例の方向で一致したというような話がございました。それを報告するに当たりましては、小委員会の議論の中で、東村が加入した場合にどうなるのかというような話がありまして、その時点では東村の加入がまだ議会の議決を得ていないために明確でないという状況でしたので、それらについては東村が加入した段階で再度確認をいただくことになる旨を事務局より説明を申し上げ、小委員会を終了いたしました。それらの確認のもとに次回の委員長が報告する中で申し上げたという経過があります。

小委員会が協議会に出した資料が会議録としてなっておりませんので、それがすべてではないということで、つけ加えたものではなく、そういう内容があったことを委員長が報告の段階で口頭で説明したという経過がございます。

○議長（成井英夫会長） もう一回説明してもらえますか。

○深谷美佐子委員 そうではなくて、それであれば、この小委員会の報告に記載すべきですよ。報告は、記載されたことに対して報告するんですよ。

○事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 報告は、小委員会の内容の主なものについて要約して記載するという考え方で整理しました。

○深谷美佐子委員 でも、とても大事なことですよね。承認していて一致したことが、東村さんがまざるかまざらないかわからない時点でのことだからそれは書けなかったのではなくて、やはり在任特例を全会一致で確認したというふうになって、小委員会の方で全員一致で確認したとなっているのに、東村さんがまざったらどういうふうになるか、もう一度枠組みで話し合わないといけないですよ。というのはとても重要なことだと思いますけれども、それを記載しないこと自体が小委員会のメンバーはその話し合いのところでわかっている、私たちほかのメンバーはわかりませんので、やはりきちんとそういう旨は記載するべきだと思いますけれども。

そういう記載報告があれば、東村さんだって考えもまた違うでしょうし、私たち住民として言っているのは、報告書にそういうことが一つも書いていない、それは確認事項だとしても。ただ、住民はその資料だけをもとに、私たちは会議をするんですから、全会一致で確認したと書いておきながら、一番大事な、東さんがまざったときにもう一度そのことについて話し合わなければならないということは、とても重要なことだったのではないのでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

○事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 大変重要なことです。そのために、第5回の小委員会資料を、小委員会の報告の中で協議事項としまして報告した内容が、これまでの小委員会において現在の白河市、表郷村、大信村の3市村の枠組みにおいてはということを限定しまして、このような内容として確認したという報告を文面でまずしているということが1点。

それから、確かに、言われるように、文字にした方が間違いがないということはお指摘のとおりではございますが、8月25日の第4回協議会の委員長報告の中で、そのような考えでありますということで報告させていただきまして、その段階で皆さんのご意見がなかったという前提がありまして、ご承認いただいたと理解した経過がございましたので、今このような形で提示したということになっております。

○議長（成井英夫会長） 深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 そこで、今、白河市、表郷村、大信村の3つの枠組みでの確認事項だと言いましたけれども、東村さんが参加するときに、東村さんはすべて3つの市村で決まったことはそのまま承

認めますという意味合いで来たはずです。その3つの市村で決まったことを、4つになったから今のようには枠組みでもう一度話すべきだと言ったら、今まで決まったこともすべて話しなくてはいけなくなってしまうのではないんですか。そういうところに村民は不信感を持つということです。

○議長（成井英夫会長） 横井委員。

○横井孝夫委員 確認書の調印項目の中における決定事項というのは協議会での決定事項でございます。小委員会というのは、あくまでも事務局で案が作れないような案件について案を作っていただくという組織でございますので、その点ご理解いただきたいと思えます。

○議長（成井英夫会長） 深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 それであれば、なぜ、協議会だよりの中に特例でいくという記載をするんですか。

○議長（成井英夫会長） 横井委員。

○横井孝夫委員 それは、小委員会の報告事項ということできちっと書いてありますよね。協議会で決定した事項とは記載していないですよね。今、小委員会の中ではこういう進み方をしていますよということを知らしめている行為にすぎませんので、そこのところは違うとご理解いただきたいと思えます。

○議長（成井英夫会長） 金内委員。

○金内貴弘委員 白河市の住民代表、金内です。

私も、議員の定数に関する小委員会に所属しておりました。何故、話が両論になってしまったかをいろいろ考えました。前回、会議終わるときに、大信の藤田議長さんが「両論あるんだから、それぞれのきちんとした理由と情報を持ってみんな集まるべきだ」と大変素晴らしいことをおっしゃっていただきまして、なるほどと思ったものですから、私なりに、ここまでの経緯を整理して表をつくってみました。コピーを持ってきましたので、これから皆さんに配付したいので、ちょっとごらんになっていただけますか。ちょっとすみません、お願いいたします。経過報告だと、字だけ並んでちょっとわかりづらいので。

○議長（成井英夫会長） 大変すみませんが、配付するかどうかは正副会長に一任させてください。

○金内貴弘委員 すみません。許可をいただきたいと思えます。申し訳ないです。

○議長（成井英夫会長） 暫時休議します。そのままお待ちください。

午後15時34分 休憩

午後15時35分 再開

○議長（成井英夫会長） 再開をいたします。資料の配付を許可します。

（資料配付）

○議長（成井英夫会長） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） では、説明をお願いいたします。

○金内貴弘委員 すみません。会議のルールを無視しまして、大変申しわけありませんでした。改めて説明させていただきます。

小委員会に携わった者として、私が個人的に編集したものですから、ここは違うというご意見ありましたらどうぞ、私個人でつくったものですので、遠慮なく申しつけていただきたいと思います。

まず最初に、委員会が始まった当初、これは特例を使わないで設置選挙をするべきだという意見と2年間在任特例を使うべきだという意見が大きく分けて2つありました。設置選挙は、主に住民代表の皆さんにそういった意見が多く、在任特例を使うのは主に議会代表の皆さんの意見として、大体2つの意見が並んでいました。それぞれの理由として、設置選挙は、あくまで特例は特例ではないか、それから、やはり先ほども話が出ていますけれども、経費節減が合併の大きな目的の一つであるというのが主な理由。一方、在任特例の方は、合併を決議した議員として、特に大事な初期の状況を見届ける義務があるんだというのが主な理由だったと思います。

何回かこの2つの議論がずっと平行線でいきましたけれども、それぞれ意見があっても、やはり議論を前に進めていくには方向性をまとめる必要があるだろうということで皆さん考えが一致しまして、そこで8月10日という話しが出ていますけれども、約1年半の在任特例で議論を進める委員会の方向性を、これは全会一致で確認をしました。ここまでは間違いのないと思います。

その理由ですけれども、新市が負担する多額の選挙費用ですね、任期は統一地方選に合わせるということでその選挙費用を大幅に節約できると、これは大きな理由の一つになると思います。それから、特例を使う方と使わない方と両論あったわけですが、特例適用と経費節減の、これもぎりぎりの中間案だということで、全会一致で住民代表の皆さんも、少なくとも私はそうやって手を挙げました。

先ほどの深谷さんの話にもちょっと出ましたけれども、この時点では枠組みは3市村、実は決議をとる前に手を挙げて質問したのは私です。私が、決議をとる前に、委員会の皆さん覚えてらっしゃるかどうかわからないですけれども、東村さんが加入されるというお話があるんですけれども、そうすると枠組みとか大きく変わりますが、そこは考慮しなくていいんでしょうかという質問を私がしました。その時点での回答としては、「それはまだ決まっていないことだから、今は決まっていること、この3市村での枠組みで考えて決議してください」ということで、私もぎりぎりの妥協案として、委員の一人として賛成の手を挙げました。結果、全会一致となったわけです。

問題は、委員会の方向性を確認という、ちょっと日本語特有のあいまいな表現ですね。ここの認識の仕方、とらえ方に大きな差があったんだと思います。この差がある中、この後、枠組みが3市村から、東村さんが入られたことで4市村になったわけですが、あくまで小委員会、協議会ではなくて小委員会での、それも方向性を確認しただけという認識をした側と、全会一致で、それも協議会が付託した委員会が決定した事項だから、これはもう決定事項に等しいととらえる側と、この2つに認識が分かれてしまったんだと思います。主に小委員会の方向性であると、枠組みが新しくなったら、またそれでいいのかどうかも含めて再検討しようという方向が主に白河市、決定事項ととらえた側が

主に表郷村、大信村、後に東村さん入られましたけれども。

結局、それぞれが新しい枠組みでは新しい議論をすべきだという意見と、決定していることを覆して、戻るのはおかしいじゃないかという議論の両方が出ました。それぞれの理由として、あくまで3市村での小委員会での方向性を確認しただけだから、協議会における決定事項ではない。先ほど助役さんの話もありましたけれども、それをもとに新たに議論すべきという意見。それに対して、白河市議会は、当初在任に賛成だったではないかという意見と。それから、東村さんは、これを決定事項という認識のもと、協議会の参加を決めてらっしゃったという意見が出ました。それから、当然議員さんが代われれば大きく環境が変わりますから、それを和らげると措置として地域自治区が導入されただろうという意見に対しましては、地域自治区の地域協議会は議員と違って議決権がないじゃないかと、議決権がないのだから民意反映には不十分だろうと、こういう意見も出ました。それから、議会の人数が大幅に増えたこと。それから、経費節減を望む住民の声を尊重しなければならない、こういう理由で新たに議論すべきというのに対して、新市の状況を見極めた上で、在任した後からきちんと経費節減になるんだからという、そういった意見も出ました。

これを見ていただくと、皆さん何となくお感じになると思うんですけども、それぞれの立場に立つと、それぞれの言っていることがおかしく見えてくるんですね。白河市側に立つと、やっぱりあくまで方向性というとらえ方ですから、決定事項と言われると違和感があります。ただし、反対から見ると、決定事項ということに対して何で意見を覆すんだというふうにも確かに見えるんです。それぞれの言っていることに、正当性とちょっとあいまいな部分と出てきてしまうと思うんですね。で、どうするか。結局この認識の違い、ボタンの掛け違いと簡単に言っているかわからないですけども、両論この場にあるわけです。

仮に小委員会でもし一本化した意見を出しても、最終的にはこの協議会に持ってきて、この協議会で委員会の人以外から対案が出る可能性だってあるわけです。そうすると、やっぱりこの協議会でそれぞれのメリット・デメリットを十分議論する必要があるわけですから、前回会議のときに大信の藤田議長さんが言われたように、それぞれのバックデータを持って、設置選挙を求める側には当然設置選挙を行うことでいろんな懸念も出てきます。窓口がなくなるとか、そういうことに対するケアも含めて、結局在任を望む人たちにどうやってそれを説明するか。逆に、在任特例を主張する方は、設置選挙を求める住民にその理由をどうやって説明するか、そこまでも含めてこの協議会、公式の場で議論して決めるべきではないかなと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

心は同じでも、しゃべることがちょっと違うだけだということだろうと思います。

そのほかご意見ございますか。

大戸委員。

○大戸文治委員 大信村の大戸です。

第5回の小委員会で一応議決というか承認されて、一応報告されたんですけども、そのとき何ら意見もなかったのので、私たちとしては賛成ではないのかなというふうに感じました。

あともう一つ、その後、東村さんが入ってきてから、白河市議会とその委員の人たちから覆す意見が出てきたということは、東村さんが入ってくると64名になるということは当然わかっていたことだと思います。東村さんが入った時点で、なぜそういう話をもう一回繰り返すのか疑問です。非常に不信感を抱きました。

○議長（成井英夫会長） 金内委員。

○金内貴弘委員 先ほど言っているように、とらえ方の違いになるのですが、私も、入ってくることが前提というのであれば、この全会一致で承認したときに手は挙げにくかったです、正直。ただ、それを聞いて、考慮しないでいいんですかという質問をして、今は3つの枠組みで考えてくださいという答えをいただいたので、私はそれならばということで手を挙げました。

私としては自然に、今度東村さん入られたら4つになって、新しい枠組みができたので、本当に在任でそれでいいのかどうか、改めて検討しませんかと、割と素直な流れで意見を言ったつもりだったんですけども、やはりその辺の認識の違いで、覆されたように思われてしまった部分もあるかと思います。だから、そこはやはり、先ほど私が言いました認識の違いだと思いますので、4つになることを前提に、私は少なくとも賛成はその時点ではしませんでした。

○議長（成井英夫会長） ご意見がほとんど出てきていると思います。暫時休議をさせていただきますので、この取扱いについて正副会長で協議をさせていただきますので、お時間をいただきたいと思います。

暫時休議といたします。

午後 3時42分 休憩

午後 4時05分 再開

○議長（成井英夫会長） それでは、再開をいたさせていただきます。

ただいま協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、皆様からいろいろのご意見等を伺ってまいりました。その中におきまして、大変貴重なご意見を賜り、本当に心から御礼を申し上げたいと思います。

この議案につきましては大変重要な、今後の議案の進行にも左右されるものでございます。特に、協議第61号 地域自治区の設置に関する協議についても影響があるのではないかと予測しているところでございます。そのような点を踏まえまして、本日、正副会長会議において協議の結果、本日の協議につきましてはこれにて協議を終了し、11月13日土曜日午後1時から、臨時協議会を開催し、協議事項第13-2号から第63号並びに協議第60号の継続審議について協議をしていただきたいと思いますと考えております。



皆様から何かございましたらばお願いをいたします。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 11月13日にもう一度するんですしたら、ちょっと資料をつくっていただきたいものがあるんですけども、この資料1の11ページですか、特例を適用しない場合の議員報酬なんですけれども、これは今、白河市の市議会の議員さんの報酬額であって、私が思っていたのは、合併したら人口も増えて須賀川さんぐらいの人口規模になると、須賀川さんの議員報酬を参考にして計算すべきではないかと思ひまして、自分なりに計算はしました。それで、議員報酬を須賀川さんの方に合わせると5,457万6,000円、これより増になっているはずですし。

だから、もし人口規模に合わせて、大体方向性としては報酬は決めていませんけれども、方向性としてこの白河市議さんの報酬のままいくのであればこのままで結構ですけども、ある程度、やっぱりここで少なく見るよりは、人口規模に合わせた議員報酬でいって、その後議員さんの報酬は決めればいいものであって、計算上はやはり出ていく分に対してはある程度多く見ていかないといけないのではないかと思います。それで、もし合併したときの人口規模による議員さんの報酬額での計算をしていただきたい。

もう一つは、ここで問題になっている東村さんが入っての、金内さんの資料では経費節減を望む住民の意向を尊重とかというふうな意味合いでとれば、3つの枠組みでやっていたときの議員特例を認めたときと認めないときの金額と、4つになったときの認めたときと認めないときの報酬をちょっと出していただければ、協議としてもうちちょっといろんな意味で審議ができるのではないかと思いますので、その資料をできれば作っていただきたいと思ひます。

○議長（成井英夫会長） 藤田委員。

○藤田小一委員 今の議員の報酬に関しては、新市になってから検討するということがいいのではないかなと思ひます。その前に、一番大事なことは、先ほど来出ていました小委員会、小委員会を何度も開いて結論が出ないので、前回、協議会で全部で協議しましょうということで決まったはずですが、小委員会のことは、報告資料がいろいろ出ていますけれども、これはもう水に流してもいいと私は思ひます。新たにこの場で協議しようということが前回の協議会で決まって現在こうしているわけですから、あくまでも参考資料だということで見えていただきたいと思ひます。

そうしていかないと、小委員会のことを小さく突っきますと、本当に協議会の中で、設置選挙でいくのか、在任を使うのか、それが一番問題なんですよね。だから、その方向の協議会であったはずですが、今日は。それでお願いしたいと思ひます。

もう一つは、設置選挙で決まっても在任特例で決まっても、選挙区を設けるか設けないかというのは同じなんです、両方必要なんですよね。これは決めなくてはならない。したがって、それは決まった後でもいいと思ひます。在任特例と設置選挙がどっちでやるか。その後今度、選挙区を設けるのか、設けないかの話し合いにいったらいいと思ひます。それでぜひとも貴重なこの時間、もった

いないと思います。その方向でお願いいたします。

○議長（成井英夫会長） まず深谷美佐子委員の方から出てきました報酬等について、これについては先ほどお話が出ましたけれども、そういうことも私らも考えました。しかし、その中において、現実の問題としてははっきりするのは今の数字の中でないかということにおいてこの数字を提案させていただいているわけでございます。その中において、仮定としてどうなのかということなんでしょうけれども、その辺について、事務局としては考え方の基本はどうなんですか。

○事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 調整班の鈴木です。

今、会長の方からもお話し申し上げましたが、以前にも、合併後は人口が6万を超えるということで、深谷さんが申されましたように、須賀川市の数値も参考になるのではという話もありました。ただし、特別職の報酬の中で、今後、報酬審議会を設けて議論をするという調整方針にもなっておりますので、今、仮定の話で議論した場合に、その仮定の数字がひとり歩きすることによって今後の報酬の議論に影響を及ぼすことは好ましくないという判断もございまして、あくまでも現行で確定している白河の報酬で今回数字を作っているという経過がございます。

3市村と4市村の違いの比較については、現行の数字を足し引きするだけですので、それらは可能ですが、会長が申し上げましたように、須賀川市の数値を新たに仮定として出すということは今後の議論においても好ましくないという判断があるために、こういう形でやってきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） よろしいでしょうか。

次に、藤田小一委員から出ましたご意見として、皆さんにお願いだと私も思いますが、小委員会ではなくて、協議会として考えているのだから、言った、言わないということはもうやめましょうと、前向きに考えましょうと、それが大切じゃないですかということだと思えますよね。私はそのとおりだと思うんです。まず基本は、合併をみんなでしようというのが基本だと思いますし、今までこの話が出て、気持的にあるかもしれませんが、それを水に流してくださいということだと思いますので、その点についてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次の問題点としまして、設置選挙か在任特例かということで、これをきちっと決めることが重要だということで、これは、まさしくそのとおりだと思います。しかし、先ほども出てきましたとおり、やはり今後の選挙区の問題が、この議論の中では出てくるんだろうと思いますが、お話の筋論としましてそういう方向をみんなで考えるということの藤田委員の方からの提案でしょうから、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ほかにもございますか。

鈴木委員。

○鈴木克彦委員 表郷の鈴木です。

では、次回協議会は事務局案というものが出てきて、それに対する検討となるんでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 大変難しいご質問です。精いっぱい努力します。それでご理解ください。

○鈴木克彦委員 はい、わかりました。ただ、そういった柱となる案がないと、また同じような堂々めぐりが繰り返される心配があります。結局どっちが間違っているということではないと思うんです。ですから、その辺、スムーズに協議ができるような形を少しでも望みます。よろしくお願いします。

○議長（成井英夫会長） 13日ということで、土曜日で大変申しわけありませんが、実は15日から大信村が住民説明会に入ります。ですので、前からの話のとおり、その前には何とか方向性を見出したいという気持ちがあるので、その点でご理解をいただきたいと思います。ですから、4市村とも、ぜひとも13日の中で一致できるように、心からお願いを申し上げたいと思います。

ほかにありますか。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積です。

ただいま東村の藤田委員さんから、小委員会の話はなかったものとして、これから協議に臨んでくれということで、私もそういう意向で大変今の話は感じました。大変よかったです。

私個人としては、やはりそういうふうにもとに戻すのであれば、この協議を一から出直すという考え方は賛成です。やはり、その辺のことを白河の委員さんにも確認をとっていただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 確認というよりも、それはお話のとおりでございますので、それはあえてまた同じことを繰り返しますので、同じ気持ちで私はスタートしたいと思いますので、これはよろしくご理解をいただきたいと思います。

藤田清委員。

○藤田 清委員 ただいま会長の方から、13日の案が出ていますけれども、私、大信村なので、先ほど会長が言われたように15日から集落座談会を持っていくという形の中では、13日はやむを得ないかなと思います。そういう中で、今日この法定合併協議会の議員定数に関するいろんな、在任特例に関する項目に対して、白河の委員さんから素晴らしい合併理想論の最高の報告並びに考え方、そして初めて今回、我々も白河市会議員の考え方ということも初めて今日聞かされました。

そういう中で、この13日までには、白河の考え方は私らはわかりました。しかし、それに対して、村の考え方も出していききたいというふうに私考えています。そのために、きょう白河の委員さんがいろいろ協議会の中で報告された文面、大分ちゃんとできておりますので、それを我々に、この13日までにいろいろと分析しながら対応策を考え、そして村の考え方もまとめて出てきたいと思うので、ひとつ素晴らしい皆さんまとまった報告だったので、その文面をひとつ我々にいただければ、会議録来るまでにはとても13日までに間に合わないので、ひとつ提出していただければ提出していただきたいなというふうに思っております。

村側の考えも今度正式に出さないと、白河のこの法定できれいに述べられたのと同じような形でも、村の主張もやっぱり聞いていただきたいなというふうに思いますので、ひとつ今回出されたいろんな

考え方を我々に、コピーでもいいですからお配りいただければちょっと幸いかなというふうに思っています。

○議長（成井英夫会長） それにつきましては、委員と藤田清委員の中において処理していただきたいと思います。

穂積委員。

○穂積栄治委員 私も、大信の藤田議長さんが言われたことは、結果的に堂々めぐりの材料を提供するようなもので、決して賛成ではありません。ただし、白河市の委員さん方が、やはり小委員会の、先ほど東村の藤田委員さんが言われたことをこれからも尊重して、新たな気持ちでやっていきたいと思いますという確認をとることは、この場で大事なことなのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（成井英夫会長） これは確認というよりも、皆さんの気持ちの中にあるんじゃないかと思うんですが、皆さんそのようなお気持ちとして一致としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） よろしく願いをいたします。

他に意見ありますか。

なければ、次回臨時協議会を11月13日土曜日午後1時、当会場にて行わせていただきます。

なお、顧問の方につきましては、諸状況がございますので、そのときには欠席をお許しいただきたいと思います。

それでは、本日の協議会はこれにて終了させていただきます。

長時間にわたりましてありがとうございました。

午後4時25分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成17年1月20日

署 名 委 員 深谷久雄

署 名 委 員 中根 静

署 名 委 員 添田 深恵

署 名 委 員 藤田 小一